

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第5号、議案第15号、議案第26号及び議案第27号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○浅田子育て支援部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項について、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

今回の補正予算事業の21事業のうち、13事業が過年度に国及び北海道から受領した負担金、補助金の超過交付等によるもののみとなっているもので、これらの事業ごとの御説明は省略させていただきますが、この13事業合計の補正額は4億9千420万8千円で、財源は諸収入が90万6千円、一般財源が4億9千330万2千円となっております。

次に、償還金のみで構成されるもの以外の事業についてでございます。

補正予算書の26ページ、3款2項1目のひとり親家庭等医療費助成費でございますが、対象となる児童等の医療機関等の受診に伴う助成件数が当初の見込みよりも大幅に増加したことにより、事業実施に係る予算が不足するため、730万5千円を補正しようとするもので、財源は、道支出金が300万4千円、一般財源が430万1千円となっております。

次に、ひとり親家庭等自立支援費でございます。母子家庭等日常生活支援事業等の利用者増に伴う委託料の増分、及び令和4年度に受領した母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助金の交付額確定に伴う超過交付分の償還金として、232万3千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が27万円、一般財源が205万3千円となっております。

次に、特別支援保育事業補助金でございます。特別支援保育事業を利用する児童が増加したことに伴い、補助金に係る予算が不足するため、540万7千円を補正しようとするもので、財源は、全額、一般財源でございます。

次に、子ども基金積立金です。子ども基金への寄附金の増により、積立金の額が当初予算を上回ることから、1億9千921万5千円を補正しようとするもので、財源は全額寄附金でございます。

次に、新規事業、こども誰でも通園制度（仮称）試行費でございます。全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充のため、国が実施に向けた準備を進めている、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を行うため、1千727万5千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が1千295万5千円、一般財源が432万円となっております。

次に、補正予算書の27ページ、3款2項3目の子ども総合相談センター管理費です。価格高騰による施設の運営に係る光熱水費の増に伴い、23万1千円を補正しようとするもので、財源は、全額、一般財源でございます。

次に、愛育センター管理費です。価格高騰による施設の運営に係る光熱水費及び賄材料費の増に伴い、129万3千円を補正しようとするもので、財源は、全額、一般財源でございます。

次に、4款1項1目の医療費給付費でございます。未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病医療に

係る扶助費の増、令和4年度、小児慢性特定疾病対策国庫補助金等の交付額確定に伴う超過交付分の償還金、並びに小児慢性特定疾病相談室運營業務に係る消費税の課税区分見直しに伴う経費の増に伴い、合わせて4千864万6千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が2千69万9千円、一般財源が2千794万7千円となっております。

続いて、補正予算書4ページ、繰越明許費補正（追加分）を御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費のこども誰でも通園制度（仮称）試行費でございます。本試行的事業につきましては、今年度に着手し、令和6年度中に実施するものであることから、事業費全額の1千727万5千円を令和6年度に繰り越そうとするものでございます。

続いて、補正予算書の6ページ、債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。放課後児童クラブ医療的ケア児受入に係る看護師派遣業務委託料でございますが、年度内に契約を行う必要がありますので、債務負担行為限度額を114万1千円で設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号、令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

補正予算書の48ページを御覧ください。1款1項1目、育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金でございます。貸付け申請が当初の見込みを上回り、予算が不足するため、371万2千円を補正しようとするもので、財源は、全額、繰入金でございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○品田学校教育部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

学校教育部の補正につきましては、国の令和5年度補正予算により国庫補助金の交付決定が見込まれることなどから、令和6年度に予定しております事業の一部を令和5年度予算に前倒しして計上するものが12事業、光熱水費等の高騰により補正が必要となった事業が3事業、そのほかの事業が2事業あるほか、債務負担行為を設定するもの、また、債務負担行為の期間を変更するものがございます。

事業の内容であります。補正予算書事項別明細書の31ページになります。

10款2項小学校費、1目学校管理費、給食施設整備費、補正額1千534万円につきましては、雨紛小学校及び永山東小学校の給食室に冷房設備を設置する工事に係る経費を補正しようというものでございます。

次に、1つ下、2目教育振興費、就学助成費、補正額1千423万3千円であります。就学援助認定者の増に伴い扶助費が増加するため、補正をしようというものであります。

次にその下、3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額4千806万4千円、及び同じページの下から5番目の事業、3項中学校費、3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額3千172万1千円、また、次の32ページの下から2番目の事業であります6項保健体育費、2目学校給食共同調理所費、東旭川学校給食センター管理費、補正額413万6千円につきましては、燃料費や光熱費の増加に伴い補正をしようというものであります。

次に、31ページに戻りまして、上から4つ目の2項3目の学校施設大規模改修費、補正額6億6千819万4千円、及び同じページの下から4つ目の事業、3項3目の学校施設大規模改修費、補正額3億8千205万円あります。国庫補助金の精算による償還金のほか、給食設備、暖房設

備の改修工事を行うもので、小学校の給水設備では、向陵小学校の改修設計、緑新小学校の改修工事、大有小学校のトイレ改修工事、暖房設備では、神楽小学校の改修設計、近文第1小学校及び共栄小学校の改修工事であります。また、中学校では、春光台中学校給水設備の改修設計、東陽中学校トイレ改修工事、愛宕中学校暖房設備改修工事を行う予定であります。このほか、小中学校に防犯カメラを設置する業務を実施するほか、旧北都中学校の埋設物調査を行う予定としております。

次に、同じページの上から5つ目、2項3目の学校施設改修費、補正額2千320万円、及び下から3つ目の事業、3目になります学校施設改修費、補正額2千200万円につきましては、小学校では、朝日小学校防災盤、雨紛小学校受変電設備の改修工事、中学校では、東光中学校の受変電設備改修工事を行うというものであります。

次に、同じページの上から6つ目、2項3目学校施設冷房設備整備費、補正額6億95万8千円、及び一番下から2番目の事業、3項3目になりますが、学校施設冷房設備整備費、補正額2千120万円であります。小学校では、先行して10校にルームエアコンを設置する事業を行うほか、そのほかの学校については、エアコン設置に係る事前調査、電源改修や、次に整備予定の12校のエアコン設置業務を実施いたします。中学校につきましては、エアコン設置に係る事前調査及び必要な電源改修を行う予定としております。

次に、同じページの中段、上から7つ目、2項4目の学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額5億2千409万円、及び一番下の事業、3項4目の学校施設大規模改造費、補正額3億9千871万6千円であります。小学校では、非構造部材の耐震化に係る調査設計業務及び工事を実施するほか、日章小学校の校舎、屋体及び雨紛小学校の屋体の耐震補強工事を実施する予定であります。中学校においても、非構造部材の耐震化に係る調査設計業務及び工事を実施するほか、明星中学校校舎の耐震補強工事を実施する予定としております。

次に、同じページの中段上から8つ目、2項4目の千代田小学校増改築費、補正額4億65万円あります。プールの解体、改築、グラウンド整備、また、アスベスト調査を実施しようという内容でございます。

1つ下、豊岡小学校増改築費、補正額3億1千558万円あります。豊岡小学校の屋体の増改築工事、旧校舎の解体、グラウンド整備などを実施しようというものであります。

次の永山西小学校増改築費、補正額24億9千188万4千円あります。永山西小学校の校舎及び屋体の増改築工事、旧校舎屋体の解体設計などを実施しようというものであります。

最後に、3項中学校費、2目教育振興費、特別支援教育振興費、補正額300万円につきましては、申請者の増加に伴いまして特別支援教育就学奨励費が増加しましたことから、補正を行おうというものであります。

次に、歳入であります。事項別明細書の19ページになります。17款2項7目教育費国庫補助金、4節特別支援教育就学奨励費補助金に150万円、9節学校建設費補助金に7億605万4千円、11節学校施設環境改善交付金に6億5千262万1千円を追加するとともに、22ページになります、24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債に43億4千350万円を追加するものであります。

また、8ページに戻りますが、第4表、地方債補正の下（変更分）の表の4段目、学校教育施設等整備事業につきましては、市債の補正に伴いまして、限度額を50億6千200万円に引き上げ

ようというものであります。

次に、繰越明許費であります。5ページに戻ります。第2表、繰越明許費補正（追加分）の10款2項小学校費で給食施設整備費1千534万円、以下、記載がありますとおり7事業、また、次の3項中学校費で、学校施設大規模改修費3億8千205万円ほか3事業につきましては、いずれも先ほど御説明申し上げました国の補正予算などにより、前倒しして補正する12事業で、一部の経費を除き、それぞれ繰越明許費として令和6年度に繰越しをしようというものであります。

次に、下の第3表、債務負担行為補正（追加分）につきまして、6ページを御覧ください。学校教育部所管分としましては、表の下から5つ目の小学校教材及び授業支援ソフトウェアライセンス使用料、限度額1千602万8千円、以下4事業、次の7ページの一番上、小学校冷房設備整備費、限度額4億9千598万2千円、さらに上から6番目、表の一番下にあります令和6年度分施設維持管理業務等委託料、限度額8億6千351万5千円のうち、学校教育部所管分として3千741万8千円がございます。これらを、令和6年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和5年度中に契約を締結するために債務負担行為を設定しようというものであります。

最後に、債務負担行為の変更分ですが、すぐ下の表の一番下にあります学校照明LED整備に係るESCOサービス委託料につきましては、事業の進捗状況から、債務負担行為の設定期間を令和21年度までから令和22年度までに変更するものでございます。

令和5年度一般会計補正予算につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤社会教育部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分について御説明申し上げます。

社会教育部の補正は大きく3つの内容があり、1つ目は、寄附の増加による積立金の増額に伴うもの、2つ目は、価格高騰による施設の燃料費や光熱水費の増額に伴うもの、3つ目は、債務負担行為を設定するものでございます。

まず、寄附の増加による積立金の増額に伴うものは歳入と歳出がございまして、歳入につきましては、補正予算書の21ページを御覧ください。上から3段目、20款1項8目教育費寄附金、4節科学館施設整備基金寄附金の補正額626万4千円、6節アイヌ施策推進基金寄附金の補正額2千577万2千円の2件、歳出につきましては、32ページ、上から2段目の10款5項1目社会教育総務費の24節、アイヌ施策推進基金積立金と、3段目の4目博物科学館費の24節、科学館施設整備基金積立金の2件で同額を補正しようとするものでございます。

次に、価格高騰による施設の燃料費や光熱水費の増額に伴うものとしましては、同じく32ページの1目社会教育総務費の10節、常磐館管理費の補正額100万6千円、5目市民文化会館費の10節、文化会館管理費の補正額393万1千円、6目大雪クリスタルホール費の10節、大雪クリスタルホール管理費の補正額621万5千円の3件で、財源は、全て、一般財源としております。

次に、債務負担行為を設定するものにつきまして、ページが戻りますが、7ページを御覧いただきたいと思っております。

上から2番目、旭川市春光台公民館指定管理料につきましては、令和6年度から5年間指定管理者を指定することに伴い、1億436万3千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下の旭川市科学館ドームシアターコンテンツ上映権賃借料につきましては、プラネタリウムにおいてドームシアター番組を上映しておりますが、令和6年3月をもって上映権の賃貸借契約が終了となることから、4月から新たな番組を導入するため、令和6年度から2年間、363万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下の井上靖記念館指定管理料につきましては、令和6年度から5年間指定管理者を指定することに伴い、1億1千231万1千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第15号、損害賠償の額を定めることについてでございます。議案書を御覧いただきたいと思います。

本件は、令和5年1月24日、旭川市末広公民館におきまして、当方職員が点検作業を行うため、相手方と卓球台を動かしたところ、当該卓球台が倒れ、相手方が下敷きになり負傷した事故であり、その損害賠償の額について、502万円と定めようとするものでございます。今後こうした事故が発生しないよう、職員一同、適切な施設管理業務の遂行に努めてまいります。

次に、議案第26号及び第27号の指定管理者の指定についてでございます。この2件は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、議案第26号の旭川市春光台公民館の指定管理者に旭川市春光台公民館運営理事会を、議案第27号の井上靖記念館の指定管理者に特定非営利活動法人旭川文学資料友の会をそれぞれ指定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものでございます。指定管理者の選定につきましては、旭川市公民館条例、旭川市井上靖記念館条例の規定に基づき、いずれも公募することなく、特定の者に申請書等の提出を求め、審査を行い、選定したところでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、いじめ・不登校相談窓口における対応状況について、いじめの重大事態について、「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続の結果についての以上3件について、理事者から報告願います。

○坂本いじめ防止対策推進部長 いじめ・不登校相談窓口における対応状況について、報告いたします。

令和5年4月に専門窓口を開設以降、本年1月末までに184人から相談または通報を受け付け、その数は、前年度同期と比べて102人増の2.2倍となっており、内訳は、いじめに関わるものが4.4倍の88人、不登校に関わるものが1.2倍の96人となっております。いじめの相談内容については、認知の遅れや、被害児童生徒の見守り体制、欠席時の学習機会の保障など、保護者が学校の対応に不満や不信を抱いているものが多く、特に昨年6月以降、いじめを受けた後に長期欠

席となった相談が継続的に寄せられ、こうした相談に迅速に対応するため、事務職員、指導主事、専門職で編成する緊急支援チームを学校に派遣し、事実確認や必要な支援の把握といった初動対応を講じてまいりました。

令和6年1月末現在、いじめ防止対策推進部に相談のあった事案のうち、いじめを受けて30日以上の長期欠席となっているものは12件あり、これらについては不登校重大事態の疑いがあるものとして捉え、昨年12月、被害児童生徒及び保護者への聞き取り、再発防止も含めた学校の対応状況の確認を行ってまいりました。いじめ防止対策推進法では、いじめにより30日以上欠席の疑いがあると認める事案は、不登校重大事態として調査を行うことと定められており、この間、被害者の救済と再発防止の徹底を最優先に、教育委員会と協議を重ね、2月9日に市長が教育委員会から12件の重大事態の発生報告を受けたところです。

このたびの不登校重大事態の認定については、令和5年4月に市長部局にいじめ防止対策推進部を設置したことで、児童生徒の保護者が学校や教育委員会を通さず、市の専門窓口で相談ができるようになり、被害状況や学校の対応状況を保護者から直接把握できるようになったことが大きな要因であると考えています。引き続き、学校、教育委員会、市長部局が連携しながら、いじめ防止対策「旭川モデル」を着実に運用し、いじめの未然防止、再発防止に取り組んでまいります。

○品田学校教育部長 いじめの重大事態について、御報告いたします。

本市におけるいじめの重大事態につきましては、資料でございますように、令和3年度は生命心身財産重大事態の1件、令和4年度は生命心身財産重大事態の1件、令和5年度が、2月9日現在、生命心身財産重大事態1件、不登校重大事態11件、生命心身財産重大事態と不登校重大事態の重複が2件、合わせて14件となっており、合計で16件を重大事態としております。このうち、不登校重大事態10件、生命心身財産重大事態と不登校重大事態の重複の2件の計12件につきましては、2月9日に重大事態の発生を市長に報告したところでございます。これらにつきましては、事案の把握後、状況の改善に向け、当該児童生徒の支援に努めてまいりましたが、通常の登校ができていないことや、いじめを理由として不登校になっていることが考えられますことから、今回その判断を行ったというものでございます。

今後は、被害児童生徒とその保護者の意向も踏まえながら、事実の解明、再発防止に係る調査、検証等を行い、当該児童生徒の学校復帰につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続の結果について、御報告いたします。

お手元にお配りしております意見提出手続の実施結果に関する資料を御覧ください。

昨年12月8日から本年1月10日までの約1か月間、市民の皆様から基本方針（改定案）に対する御意見を募集いたしました。その結果、別紙資料にありますとおり、個人9件、団体1件から、基本方針の記載内容に関すること、いじめの防止等の対策に関することなどについて御意見をいただきました。御意見につきましては、原則、原文のとおりとしておりますが、誤字等と考えられるものについては修正等を行うとともに、個人情報や個別の事案に関する表現については削除しております。また、賛否のみを示した意見や改定案に対するものでない意見のほか、意見未記入のものについては、計上、公表、回答の対象とはしていないところであります。

いただいた御意見につきましては、本基本方針の記載内容や表現等に反映することや、本基本方

針に基づきいじめの防止等の対策の充実に生かすことを検討してまいります。

意見提出手続の結果につきましては、速やかに公表してまいりたいと考えておりますし、また、今月下旬の改定を目指して取組を進めるとともに、改定した基本方針につきましては、本委員会において報告をしたいと考えております。

報告については以上であります。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○佐藤委員 それでは、今、報告がありましたいじめの重大事態について、学校教育部及びいじめ防止対策推進部に何点かお伺いしたいと思います。

まず、2月10日の北海道新聞に、いじめ被害が重大事態に認定された旭川市内の小学校6年生の男児の母親が、学校や市教委に複数回相談したと報道されていますが、学校及び市教委にそれぞれ何回相談があり、どのような相談内容だったのか、お伺いをいたします。

○眞田学校教育部次長 詳細な状況につきましては現在精査中ですが、保護者からは、いじめのほか、学校生活に係る様々な相談があり、そうした相談については、学校には、当該児童が3年生のときから、教育委員会には、当該児童が5年生のときから数多くあったところでございます。

○佐藤委員 そこで、当該母親の相談に対して、学校及び市教委はどのような対応をしたのか、お伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 保護者からいじめや学校生活等に関わる相談があった際、学校においては、当該児童等から聞き取りを行ったり、保護者の相談内容を踏まえた学校の対応を検討したりするなど、その後の状況の改善に向けた取組を進めており、教育委員会においては、学校訪問等を行いながら、保護者の訴えを学校に伝え、当該児童の状況等を確認し、その状況に応じた改善が図られるよう指導や助言を行ってきたところでございます。

○佐藤委員 今、そういう報告があったんですが、当該児童が6年生となった年の2023年6月から不登校になり、約半年後の12月に別の小学校に転校したということですが、この転校手続はどのように行われたのか、また、この転校について、学校及び市教委はどのように認識していたのか、お伺いします。

○眞田学校教育部次長 保護者から転校したい旨の訴えがあった際には、当該児童の状況等を学校や保護者等から確認するとともに、転校した場合に考えられる状況などについても説明した上で、保護者の意向を聞き取りながら検討を進め、転校が当該児童の状況の改善につながると考え、転校の判断を行ったところでございます。

本事案は、いじめの重大事態を視野に入れながら事案の精査を続けていたところであり、学校からのいじめの重大事態発生報告書の提出を受け、教育委員会として、いじめの重大事態として対応することとしたものでございます。

○佐藤委員 それでは次に、いじめ防止対策推進部にこの件についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、当該の母親からいじめ防止対策推進部に、いつどのような相談があったのか、そして、いじめ防止対策推進部は、この件を重大事態と認識して市教委に連絡したのか、また、市長への報告は行われたのか、改めてお伺いしたいと思います。

○坂本いじめ防止対策推進部長 新聞報道の件については、昨年11月16日、保護者からいじめ

防止対策推進部に電話で相談があったものです。相談は、3年前から複数の児童による悪口や仲間外れといったいじめを受け、それについて学校や教育委員会に複数回相談し、対応を求めたが、現在に至るまで、いじめの認知と教育委員会への報告がなされていなかったといった内容であり、直ちに教育委員会のいじめ対策担当を含めて組織内で情報を共有しております。同月21日には、事務職員と指導主事による緊急支援チームを学校に派遣し、事実確認や学校の対応状況について聞き取りを行い、翌22日には、週1回開催の組織内のいじめ対策会議において、被害者が必要としている支援、学校への指導助言など、今後の対処方針について教育委員会と協議を行い、以後、被害児童生徒と保護者の意向に寄り添い、心のケアや学校との調整を継続してまいりました。いじめ防止対策推進部には、報道があったものを含めて、いじめを受けて長期欠席となっている相談が一定件数あったことから、不登校重大事態の疑いのある事案として、その要件を満たしているにもかかわらず速やかに適切な対処を講じなければ法律違反になることはもとより、国のガイドラインや市の対応マニュアルに反することになるとの認識の下、教育委員会や学校と情報を共有したところです。

また、これらの事案については、教育委員会が学校から報告を受けた事案も含めて、昨年12月に市長へ報告を行うとともに、同月以降、学校を訪問し、対応経過の確認や検証、再発防止に向けて必要な支援などについて、管理職や関係教員から聞き取り調査を実施してまいりました。

不登校重大事態が疑われるものについては、被害者の救済と再発防止を最優先にして対応、対処すべきものと捉え、これまでいじめの重大事態の認定について、教育委員会と協議を重ねてきたところです。

○佐藤委員　そこで、市教委は今回、いじめ防止対策推進部からの指摘を受けてどのような判断をして重大事態と認定したのか、お伺いします。

○品田学校教育部長　当該児童の保護者からいじめ防止対策推進部に相談があった内容につきまして、教育委員会といじめ防止対策推進部で速やかに情報を共有するとともに、指導主事といじめ防止対策推進部職員による緊急支援チームが学校を訪問いたしまして、事実確認ですとか学校の対応の経過について聞き取りを行っているというところでございます。その後も当該児童の状況や保護者との連携の様子等につきまして、学校からの報告を受け、いじめ防止対策推進部と共有するとともに、学校に対して必要な指導助言を行いながら、重大事態に該当するかについて精査をしていたところでありますが、判断に相当の時間を要したことについては申し訳ないものと考えているところでございます。

○佐藤委員　改めて確認をさせていただくんですけども、いじめ防止対策推進法においては、いじめにより年間30日の欠席を余儀なくされている疑いがある場合も重大事態と認識すべきと定めておりますが、現在本市では、30日以上欠席している児童生徒はどのくらいいるのか、お伺いします。

○眞田学校教育部次長　今年度、30日以上欠席している本市の不登校児童生徒は、北海道教育委員会調査におきまして、令和5年11月末現在で600人弱となっているところでございます。

また、いじめによる欠席が確認された場合などについては、いじめの困難ケースとして学校から教育委員会に報告されることとなっているところでございます。

○佐藤委員　そこで、今、新たに600人弱という報告がありましたけれども、学校及び市教委は、

現在30日以上欠席している児童生徒がいじめによる欠席であるかどうかを再び調査、確認する考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**眞田学校教育部長** いじめを認知した中でも、困難ケースとして把握している事案につきましては、学校と定期的に連携し、当該児童生徒の状況等を適宜把握しているところであり、今後も同様の取組を継続し、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○**佐藤委員** 今回、市教委が、市長部局であるいじめ防止対策推進部の指摘を受けて12件を重大事態と認識したことは、いじめ問題に対する本市の新たな取組の成果の表れだと私は思います。しかしながら、今回の質問で、学校及び市教委のいじめに対する対応が適切であるとは言えないような感じを受けました。

2月15日、昨日の北海道新聞に、札幌の中学1年生の自殺ですね、札幌中1自殺、黒塗りを開示という記事が掲載をされておりましたけども、この記事の中で、いじめにより自殺した中学校1年生の女子生徒の両親がこう言っているんですね。「教育長をはじめ、関係した教育委員会職員、当時の小学校の管理者、娘の死後間もなく早期退職された元教員の方々には、自分たちの保身を優先し、都合の悪い所は隠すような姿勢が見受けられました。自らの管理下で起きた重大事態を軽視している方には厳正なる処分を、私たち遺族に誠意を示し学校改善に向けて積極的に取り組んでいる方の処分についてはご配慮をいただきたいと思っています」「いじめは、子どもたちの心を苦しめ、子どもたちを絶望の淵へと追い込むものです。このようなことは二度と起きてほしくない、二度と起きないようにするべきです。どうか私たちのこの思いが皆さまに伝わりますように。当該生徒の両親より」こういうふうに述べられているわけですね。

本市からいじめをなくすという今津市長の強い思いを実現するためにも、教育関係者の保身や学校におけるいじめの隠蔽を許さない環境づくりを強く要望して、私の質疑を終わります。

○**高花委員長** 他に御発言ございますか。

○**駒木委員** 佐藤委員の質問と重なる部分もありますが、私からは、いじめの重大事態について質疑をさせていただきます。

先日、2月9日金曜日、本市教育委員会より、市立小中学校において新たに12件のいじめ重大事態が認定されたと公表されましたが、いじめの重大事態の種別についてお伺いします。

○**眞田学校教育部長** いじめの重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法におきまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いわゆる生命心身財産重大事態と、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、いわゆる不登校重大事態と定義されているところでございます。

○**駒木委員** 本市における重大事態の発生件数または種別についてお示しください。

○**眞田学校教育部長** 令和3年度につきましては生命心身財産重大事態の1件、令和4年度は生命心身財産重大事態の1件、令和5年度は、2月9日の時点で全部で14件となっており、生命心身財産重大事態が1件、不登校重大事態が11件、生命心身財産重大事態かつ不登校重大事態が2件となっているところでございます。

○**駒木委員** 令和4年度の1件と、令和5年度の2件では、学校からの重大事態の報告後に、教育委員会としてどのような対応を行っているのか、お伺いします。

○**眞田学校教育部次長** 学校から重大事態発生の報告を受けた市町村教育委員会は、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、市長と都道府県教育委員会に報告し、調査の主体を学校とするか、教育委員会とするか判断した上で、事案の概要、全容の解明や、当該の重大事態への対処、同種の事態の発生の防止に資するよう調査を行うこととされているところであり、また、調査の実施に当たっては、調査方法と方針等を当該児童生徒や保護者に説明し、理解を得た上で実施することとされており、当該の事案についてもこのように対応しているところでございます。

○**駒木委員** 令和4年度の1件と、令和5年度の2件について、公表されなかったのはなぜでしょうか、お伺いします。

○**品田学校教育部長** 重大事態の公表につきましては、国のガイドラインにおいて、発生時の公表に関わる記載はなく、また調査結果の公表に関しては、いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することが望ましいと記載をされているところであります。

被害者救済と再発防止を徹底するという視点から、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、いじめの防止等の対策を推進していくため、発生件数について公表したいと考えておりましたが、令和4年度の1件と、令和5年度の2件の発生報告の公表につきましては、特定のおそれや調査の影響等を考慮して、その時期を検討していたところでありまして、このたび12件の重大事態の発生報告と合わせ、公表したというところでございます。

○**駒木委員** 発生件数について、2月5日の市長の発表では4件とありましたが、その4日後にさらに12件の発表がありました。教育委員会として重大事態と迅速な判断をせずに、本市のいじめ防止対策推進部からいじめ対策推進法に基づき重大事態とすべきとの指摘があったようですが、この、たった4日後に大幅に増えたのはなぜでしょうか、改めてお聞きします。

○**眞田学校教育部次長** 2月5日の発表につきましては、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を進めている本市として、被害者救済と再発防止を徹底するという視点に立ち、積極的に公表すべきとの考えから、教育委員会から市長に報告済みであった令和3年度からこれまでの4件の重大事態の発生について市長から発表したものでございます。12件の重大事態につきましては、事案の把握後、当該児童生徒の不登校の改善の状況や、保護者との連携の様子等を教育委員会と学校において共有し、必要な指導助言を行いながらそれぞれの事案の状況等について精査していたところでございまして、その結果、通常の登校ができていないことや、いじめを理由として不登校となっていることが考えられることなどから、重大事態の判断を行い、2月9日、市長へ報告し、同日、教育委員会から発表したものでございます。

○**駒木委員** 教育委員会として、重大事態の判断が適切ではなかったのではないかと、公表を受けて強く不信感を抱きました。とても残念でなりません。生命心身財産重大事態については、一刻も早く対応することが大事であります。大切な命に関わることであり、最優先に取り組む重大事態であります。児童生徒や保護者のお気持ちを軽視してはいませんか。

生命心身財産重大事態、不登校重大事態、生命心身財産重大事態かつ不登校重大事態が合計14件と増加したことについて、学校教育部としての見解をお伺いします。

○**眞田学校教育部次長** 不登校重大事態の増加につきましては、令和5年度から、いじめの積極的

認知による全件報告や困難ケースの報告により、不登校に関わる事案について、これまで以上に的確に判断できるようになったことに加え、いじめ防止対策推進部の設置により、児童生徒の保護者が教育委員会を通さずに市の専門窓口相談できるようになったことによるものと考えており、今後も同様の事案を把握した場合には、法に基づき、重大事態の判断を適切に行ってまいりたいと考えております。

○駒木委員 令和5年度、いじめ防止対策推進部が設置されたことで、認知件数について積極的に把握でき、対応できる相談窓口などの環境が整うことは評価をしたいと思います。今後も心から頼れる相談窓口から解決に至るまで力強く推進していただきたいと思います。

学校から重大事態の報告がなされた後、教育委員会では当該児童生徒の保護者とお気持ちに寄り添う面談などを実施されたのでしょうか、お伺いいたします。

○眞田学校教育部長 当該児童生徒の保護者との面談につきましては、事案の把握後、これまでも必要に応じて実施し、聞き取りや心のケア等の支援に努めるとともに、いじめ等の対応について学校に指導助言してきたところでございます。

今後は、調査の実施前に教育委員会の職員が当該児童生徒の保護者と面談する機会を設け、調査の目的や方針等について説明するとともに、当該児童生徒とその保護者の思いを聞き取り、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○駒木委員 いじめの初期段階で学校現場の対応が適切であったのか、その対応について、今後も注視させていただきたいと思います。

また、常任委員会への報告後とはせずに、発生件数の公表に至った経緯の御説明をお願いいたします。

○眞田学校教育部長 いじめ防止対策旭川モデルの取組を進めている本市といたしまして、被害者救済と再発防止を徹底するという視点に立ち、公表すべきとの考えから、12件の重大事態の発生を市長に報告した2月9日に公表したものでございます。

○駒木委員 認知件数については定期的に公表されておりますが、重大事態の発生件数については今後どのように公表されていくのか、お示してください。

○眞田学校教育部長 教育委員会といたしましては、被害者救済と再発防止を徹底するという視点から、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、いじめの防止等の対策を推進していくため、公表してまいりたいと考えているところでございまして、その時期や方法等につきましては現在検討中でございます。

○駒木委員 現在検討中とのことですが、いじめの件では、旭川に全国を揺るがすほどの大きな注目がございます。命に関わる重大事態であります。この流れをお聞きしても、体制が全く変わっていないのではないのでしょうか。いま一度、学校と教育委員会との認識の違いなどはなかったのか、共有内容は徹底されていたと言えるのか、児童生徒や保護者に真剣に寄り添った対応だったのかを含めて再考いただき、再発防止、未然防止に尽力していただきたいと思います。

私からの質疑は以上です。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

○中村みなこ委員 私のほうからも、いじめ重大事態についてといじめ防止基本方針について、それぞれ、何点か質疑させていただきます。

まずはいじめ重大事態のほうですが、発表件数が増えた件につきましては、今の駒木委員への答弁で大方解消されましたので、省略させていただきます。

それで、2月10日の新聞記事、これを見た方には、いじめの当事者として被害を訴えてきた保護者から言われて、慌てて追加したように受け取られています。さらに、また隠蔽か、そう思ったという話も聞こえております。そのような誤解を招かないようなやり方とか実績を積み上げていくとか、これから本当に配慮して進んでいっていただきたいと思っております。

さて、その記事の中のことですが、問題とされているのが対応の遅さだと思います。記事に書かれている件、先ほど佐藤委員のほうで詳しく確認されたと思いますが、2020年からあったといういじめ、これが今月認定に至るということで、これは幾ら何でも遅過ぎなのではないかと思えます。教育委員会として認定に至るまでにどのような対応をしてきたのか、再度確認させてください。また、この記事の件に対しては、対応が遅かったという認識はお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○品田学校教育部長 当該児童の保護者から、いじめ防止対策推進部に相談があった内容につきまして、教育委員会といじめ防止対策推進部で速やかに情報を共有するとともに、指導主事といじめ防止対策推進部職員による緊急支援チームが学校を訪問いたしまして、事実確認や学校の対応の経過について聞き取りを行ったというところでございます。その後も当該児童の状況ですとか、保護者との連携の様子などにつきまして学校等から報告を受け、いじめ防止対策推進部と共有をするとともに、学校に対して必要な指導助言を行いながら、重大事態に該当するかについて精査を行ってきたというところであり、その判断に相当の時間を要したことは申し訳ないものと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 当事者からすれば、いじめの状態から抜け出したい、早く何とかしてほしいという思いでいっぱいだと思います。重大事態に認定されてより詳しく深く調べてほしい、そして、現状を変える糸口にしていきたい、そういう期待、切実な願いをしっかりと受け止めて、少しでも速やかに進めていただきたいと思えます。

それでは、重大事態と認定された事案には、今後どのように対応していくのでしょうか。先ほどの答弁にも少し触れられておりましたが、改めてお伺いいたします。

○眞田学校教育部長 教育委員会におきましては、今後、北海道教育委員会に報告し、調査の主体を学校とするか、教育委員会とするかを判断した上で、事案の全容の解明や、当該の重大事態への対処、同種の事態の発生の防止に資するよう調査を行ってまいりたいと考えております。

調査の実施に当たりましては、調査方針等を当該児童生徒や保護者に説明し、理解を得た上で実施し、調査結果につきましても、当該児童生徒や保護者に説明してまいりたいと考えております。また、調査期間中におきましても、当該児童生徒に対して校内における見守り体制の構築や、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援等、当該児童生徒の状況に応じた継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。

調査後、教育委員会及び学校におきましては、調査結果において認定された事実に基づき、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 ぜひ、児童生徒、保護者の話を十分に聞いて調査を進めていただき、子どもたちが最終的には安心して過ごせる日常に戻っていく、そう近づけるように対応するところまで取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

昨年、いじめ防止対策推進部ができ、いじめ防止対策推進条例ができ、旭川モデルがスタートしました。旭川のはじめ問題が大きく改善するはずだという市民の皆さんの期待は大変大きいものです。そんな中での今回の12件の報告でした。いじめ防止対策推進部と教育委員会と各学校現場において様々な取組がなされている中で、重大事態になる前に食い止めることができなかつたのかという声も聞かれます。これについてどう受け止めているのか、お伺いします。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 今回、教育委員会が重大事態として認定した12件のうち、いじめ防止対策推進部に相談があったものが10件ございます。これらにつきましては、相談があった時点で既に欠席日数が30日を超えているものがほとんどでございます、中には過年度にいじめが発生したものもございます。内容といたしましては、学校のはじめ対応に関する不満、不信や、被害児童生徒の欠席が長期に及ぶことから、学習面での支援を訴えるものでございます。これに対しましては、問題のさらなる長期化や重大化を防ぐため、直ちに緊急支援チームを学校に派遣し、事実関係の確認と必要としている支援の把握を行うとともに、被害児童生徒と保護者の意向に寄り添い、心のケアや学校との調整を継続して行ってまいりました。

こうした重大事態が疑われる相談事案につきましては、被害者の救済、また、再発防止を最優先にして対処すべきものと捉え、教育委員会、また学校と情報を共有し、はじめの重大事態の認定について教育委員会と協議を重ねてきたところでございます。

○中村みなこ委員 相談時点で既に欠席の長期化になっている件も多いということであれば、早い段階における対応、学校での対応の不十分さを改善していくとか、より手厚い対応を考えると、そういうことが問われてくると思われれます。あわせて、旭川モデルは現状に合ったものなのか、期待どおり機能しているのかも問われてくると思います。

今回の報告内容と照らし合わせて捉えたときに、旭川モデルの効果といえますか、評価について、どう認識されているのかお伺いします。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 昨年4月に市長部局にいじめ防止対策推進部を設置したことによりまして、児童生徒や保護者が学校を通さず、直接、市の相談窓口にご相談できるようになったことや、教育委員会が学校からはじめの疑いを含む全件報告や、困難ケースの報告を受ける取組によりまして、被害児童生徒の状況や学校の対応状況を的確に把握し、迅速な初動対応を行うとともに、はじめの解消に至るまで、学校、教育委員会と連携しながら支援を継続的に行うことができるようになった、このことが旭川モデルの独自性であるものと捉えているところでございます。本市のこうした取組につきましては、今年度、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるはじめの解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業の採択を受けまして、はじめの長期化、重大化防止に係る市長部局の取組のモデル化を進めてきたところでございます。

引き続き、こども家庭庁の事業を活用し、支援や助言をいただきながら、学校外の相談支援機能としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 まだ1年たっていない中で、これが効果的とも、このやり方が不十分とも言い

切れないところは多分にあると思われます。ですから、まだまだ改善する余地があると考えます。

いじめ、不登校は1件ごとにベストな支援や対応が異なるものなので、相当な人と時間と労力が必要になってくると思います。今、進めていることが無駄だとは決して思っておりませんが、しかし、圧倒的に足りていないことがある気がしてなりません。新年度の取組や体制など、検討の予定や改善の方向性については、予算審議の中で質問していきたいと考えておりますので、今回はこれで終わりにしたいと思います。

次に、いじめ防止基本方針について質問させていただきます。

改定案の構成案と今までの基本方針を見比べたときに、随分変更したんだなと思います。旭川市いじめ防止対策推進条例が制定されたことに伴っての基本方針改定案ですので、構成も内容も大幅に変更となったのだと思いますが、これについて、教育委員会の考え方を伺います。

○眞田学校教育部次長 本市では、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例を制定し、市長部局、学校、教育委員会が一体となっていじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策旭川モデルの施策を推進しているところでございます。

旭川市いじめ防止基本方針の改定案につきましては、いじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や、道の基本方針の改定など、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしたところでございます。

○中村みなこ委員 様々なものが改定となったこと、それらに対応しつつ、新しい条例に沿って改定したので、全面改定となったと理解いたします。

それでは、このいじめ防止基本方針は、誰が守るべきとか活用していくものなのか、お伺いいたします。

○眞田学校教育部次長 市のいじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法におきまして、地方公共団体が国のいじめ防止基本方針を参考にして、地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるよう努めるものとする規定されているところであり、市が学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、本基本方針に基づく取組を推進するために策定しているものでございます。

○中村みなこ委員 市がこの基本方針に基づいて様々な取組を推進するためのものということです。

条例と改定案を比べてみたのですが、条例にあって基本方針改定案にないものが幾つかありました。第6条、保護者の責務や第8条、市民等の役割、第17条、個人情報の取扱いなどが改定案の項目には見当たらなかったのですが、それについて伺います。

○眞田学校教育部次長 条例第6条、保護者の責務と、第8条、市民等の役割につきましては、基本方針改定案の項目としていないところですが、基本方針改定案の第2章3、関係主体の責務等の項目の中で、条例において保護者の責務や市民等の役割について規定していることについて記載しているところでございます。また、条例第17条、個人情報の取扱いにつきましても、基本方針改定案の項目としていないところでございますが、条例第17条において、いじめの防止等に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に基づいて取り扱うこと等について規定していることから、基本方針によらずとも適切に取り扱う必要があると考えているところでございます。

○中村みなこ委員 いずれも項目として起こされてはいないけれども、項目の中で書かれて触れられているもの、書かれていないけれども法律にのっとって適切に取り扱うものだとということで確認させていただきました。

それでは、別の部分でもう一点お尋ねいたします。条例第12条第2項において、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとするがあります。しかし、基本方針改定案では、いじめを行った児童生徒への指導と記載されていると思います。支援の文言がなかなか見当たらないなど見ていたのですが、支援という言葉がなくなって指導が使用されていることについての見解を伺います。

○眞田学校教育部長 いじめの事案におきましては、まず何よりもいじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った支援に努める必要があるものの、いじめを行った児童生徒とその保護者に対しても、教育的配慮の下に行う指導や助言のみならず、必要に応じた支援を行う必要があるものと認識しているところをございまして、基本方針改定案では、第2章5(2)いじめ防止対策「旭川モデル」の施策において、関係児童生徒及び保護者に対して、市の専門職が面談による聞き取りや心のケア等の支援を行うことについて記載をしているところをございます。

○中村みなこ委員 構成案の段階では全く抜け落ちていたので、どうなのかなと心配だったのですが、改定案の中では、いじめを行った児童生徒への支援という表現はなくなっているものの、今、引用された部分、関係児童生徒のところにいじめを行った児童生徒が含まれていて、そこへの支援については記載されているということで理解いたしました。ちょっと分かりにくい気がするんですが、いじめを行った児童生徒へも支援というスタンスを大事にする基本方針となり、実際の対応がなされていくことを期待しております。

以上で、私からの質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告申し上げます。

本件につきましては、令和5年12月4日から令和6年1月12日の期間で意見提出手続を実施したところ、3人の方から意見の提出がございました。

御意見の概要といたしましては、豊かな自然に恵まれた旭川の環境を生かした教育活動について、特別支援学級に在籍している児童生徒が通常学級で共に学ぶことの大切さについて、江丹別小中学校校舎の暖房対策についてといった内容でありました。いずれも(改訂版)(案)において包括している内容でありまして、貴重な個別の御意見として今後の参考にさせていただきたいと考えているところでありまして。

意見提出手続で寄せられた意見とそれに対する市教委の考え方につきましては、2月中に提出をいただいた方々に郵送にて送付するとともに、市のホームページ等で公表をする予定であります。

なお、基本計画につきましては、今後、最終的な改訂案をまとめ、3月の教育委員会会議の審議を経て、年度内に改訂をする予定となっております。

報告は以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 では、何点か質疑させていただきます。

今回、提出のあったパブコメは3件とのことで、大変少ないなと思ったのですが、これについてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○田村学校教育政策課主幹 提出がありました御意見は3件でありましたが、①豊かな自然に恵まれた旭川の環境を生かした教育活動について、②特別支援学級に在籍している児童生徒が通常学級で共に学ぶことの大切さについて、③江丹別小中学校の暖房対策についてといった御意見であり、旭川のよさを生かした教育、特別支援教育や学びの場の環境整備など、今後、本基本計画を推進するに当たって参考となる貴重な御意見をいただくことができたものと考えております。

○中村みなこ委員 内容については、貴重な御意見という押さえなのは理解いたしました。もう少し多くの御意見が寄せられると思っていました。周知方法について、課題はなかったのでしょうか。

○田村学校教育政策課主幹 パブリックコメントの周知につきましては、旭川市市民参加推進条例第11条第1項に基づき実施したところであり、市民に対し、ホームページやSNS、広報誌で発信したほか、担当課や市政情報コーナー、各支所、公民館等においても配置いたしました。加えて、各学校に対しましては、市教委と各学校の情報共有ツールである学校掲示板を用いて周知したほか、旭川市PTA連合会事務局にも同内容のお知らせをしたところです。

○中村みなこ委員 学校には学校掲示板を用いてお知らせしました、PTA連合会にもお知らせしましたとのことで、課題という認識はないのかなと理解いたしました。

では、それらのお知らせは、お知らせした後どう扱われているのかは把握されているのでしょうか。

○石原学校教育部次長 意見提出手続の実施におきましては、本計画が教育現場や児童生徒の保護者に深く関係する内容でありますことから、条例で定める通常の周知方法のほか、学校やPTA連合会にも個別に情報提供を行ったところがあります。その後の取扱いについては確認しておりませんが、学校やPTA連合会におきましては、必要に応じて関係者間で情報共有されることとなっておりますことから、計画の周知という面では一定の効果があったものと考えてございます。

○中村みなこ委員 計画の周知はされたとの認識のようですが、それぞれどれだけ周知されたか、現場や組織に知れ渡ったかは甚だ疑問かなと思っております。それで、周知しましたとは言い切れないのではないかと考えます。

そもそも、学校教育基本計画とは誰がどのように活用していくものなのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 学校教育基本計画につきましては、旭川市教育委員会が、中長期的な視点に立ちまして学校教育行政を計画的、総合的に推進するためでありますけれども、学校はもとより、保護者や市民の皆様とも連携を図りながら取り組むことが重要であるものと考えております。

○中村みなこ委員 学校教育基本計画は子どもたちにも、学校にも大きく関わってくるものだということになります。それならば、学校現場の声を広く聞く必要があると思いますが、いかがでしょ

うか。

○石原学校教育部長 学校教育基本計画につきましては、基本理念、ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成を目指すものでありまして、学校の声や実態を十分に踏まえる必要があるものと考えます。そのため、計画の改訂に当たりましては、毎年度実施しております児童生徒や学校を対象としたアンケート等を活用した教育委員会の事務に関する点検・評価の結果を活用するほか、懇話会におきましては、学校関係者2名の参加をいただき、学校現場からの御意見を参考としていくところでございます。

○中村みなこ委員 懇話会に参加される2名は管理職だということですが、どれだけ現場を代弁できるか、限られたものになるのではないかと思います。学校の声や実態を踏まえる必要があると認識されているのであれば、通り一遍のパブコメに、学校掲示板を活用して周知した、PTA連合会に知らせただけでは不十分と考えます。規定どおりに進めているという既成事実があればいいんだと思われかねません。現場の声を聞きますよ、反映させていい計画にしていきますよという姿勢が見えないし、伝わらないなと考えます。実際、知り合いの教員たちは、このパブコメが行われていること自体誰一人知りませんでした。せめて、全教員に基本計画の概要程度の配付は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○石原学校教育部長 このたびの学校教育基本計画の改訂に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、懇話会において、学校関係者2名の参加をいただきまして、学校現場からの多様な御意見をいただいているところでございます。

基本計画を策定する際には、やはり学校現場の声をいただくことは必須であると考えておりますことから、今後、概要版等を教職員に配付する、そういったことも含めまして、その在り方についてさらに検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 概要配付以外にも方法はいろいろあるかと思えます。とは言っても、現在の現場の状況だと、忙し過ぎる先生方がどれだけ目を通して声を寄せてくれるかといえば、到底、無理な話だと思います。余計な仕事が増えたにしかたないのは、残念ながら目に見えているのではないかと思います。そういう状態になってしまうこと自体問題で、改善すべきなのですが、それは今回置いておいて、パブコメやりましたの既成事実をつくったというだけでなく、ぜひ、広く声を取り入れていいものにしていきたいんだという教育委員会の意欲的な姿勢があるなら、それが伝わるように工夫、改善を図っていくべきだと思いますので、そのことを指摘して質疑を終わらせていただきます。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、教職員の不祥事について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 教職員の不祥事について御報告を申し上げます。

2月5日、市立小学校の教諭が北海道青少年健全育成条例違反の容疑で逮捕される事案が発生いたしました。警察によりますと、逮捕容疑は、昨年11月26日頃、当該教諭の自宅において、相手の女子が18歳未満であることを知りながらいかがわしい行為をしたというものであります。

教育委員会では、逮捕当日の5日午後4時から臨時の校長会議を開催し、教育長から全ての市立小中学校の校長に対し、服務規律の保持と不祥事の再発防止の徹底に取り組むよう訓示をしたところでございます。また、当該教諭が勤務していた小学校に、先週であります、スクールカウンセラーを常駐させ、児童や保護者、教職員との面談等を実施しております。

当該学校におきましては、翌2月6日、全校集会で児童に説明するとともに、同日の夜、保護者説明会を開催いたしまして、校長が謝罪、事案の概要と今後の対応などについて説明を行いました。今後も児童の心のケアを第一に、学校生活に影響が生じないよう万全を期してまいりたいと考えております。

これまで教職員の服務規律の徹底と、不祥事の未然防止に取り組んできたにもかかわらず、このような重大な不祥事が発生したことは、教育委員会といたしまして痛恨の極みでございます。率先して児童生徒に範を示すべき立場にある教職員がこのような行為を行うことは絶対にあってはならないものであり、今後より一層の危機感を持って指導の徹底を図り、再発防止に取り組んでまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○江川委員 すいません、急遽ですけれども、何問か伺いたいと思います。

痛恨の極みということと、それから、あってはならないことだと、絶対ってという言葉が一応前に冠されています。あってはならないという認識は、多分この場にいる人間が全員共通していることなのかなって思っています。この委員会の場で、もう二度と聞きたくない報告だなんていうことをまず、冒頭申し上げておきたいと思います。

2月6日に説明会があったということです。ということで、今後の対策についてどういうふうを考えているのか、ちょっと具体的に伺いたいんですけれども、特にお子さんたちと、それから教職員に関して、どのようにそれぞれ考えているのかをお示ししたいと思います。

○佐藤学校教育部教職員課長 今回の事案によります児童への影響ということが、我々といたしましても最も懸念しているところでございます。特に、当該教員が直接指導に関わっていた児童については、心の傷が深いものというふうを考えております。このため、児童の心のケアには万全を期す必要があると考えておきまして、事案発生直後からスクールカウンセラーを派遣いたしまして、児童、保護者、教職員の心のケアに当たっているところでございます。

また、教員が1名欠けたことによりまして、現在、その部分を学校内の教員体制の中で、他の教員がカバーすることで極力影響が生じないように対応してきているところでございます。

今後も、教育委員会といたしましても学校の状況を随時確認いたしまして、その状況を踏まえて教育委員会として何ができるのかということを検討いたしまして、可能な限り必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

○江川委員 可能な限り必要な対応をするって、当たり前というか、それ以外、多分、答えようがないのかなっていうところはあると思います。ただ、人が1人欠けるって、現場としてはすごい大きいと思うんですよね。多分、皆さんも仕事をしている中で、全員が仕事を持っている中で、かなりいっぱいいっぱいやっているところでもあったでしょうし、学校の先生って、本当にもう突発的なことも入ってきたら、持っている仕事以上にプラスになってくるところがあって、さらにそこ

の心の余裕もそうですし、プライベートの充実であったりっていうところから、やっぱりこういう行為に入ってしまう可能性もないことはないと思うので、その点の教職員の皆さんの心のケアとか、プライベートの部分もきちっと配慮をする必要があるんじゃないかなという点は、まず一点指摘をさせていただきます。

それからもう一問伺いますけれども、実際、校長会で、教育長からのありがたい訓示があったことだと思います。多分、ありがたい訓示はしたくなかったと思うんですけども、その訓示って、実際、どの程度、現場のいっぱいいっぱいの先生方の心に届くものなんでしょうかっていう点なんです。服務規律、服務規律って言いますけれども、分かっていると思うんですよ。分かっていたとしても、こういうことが起きていて、というところだからこそ、ちょっと一点、その部分、本当にそれでいいんですかと。届いていないですよ。今までこういうことが起きるのが何回目ですかっていうところなので、その点、どういうふうにするのか具体的に伺いたいと思います。

○佐藤学校教育部教職員課長 このような不祥事は、過去にも残念ながら発生しているという状況がございます。

再発防止のためには、まずは今回、当該教員がどのような認識の下、こういった事案を引き起こしたのかということ、本人にまだ現状を、確認できておりませんが、この辺りを本人にきちんと確認して、原因をきちんと把握して、対策を考えるということが必要なというふうに思っています。

また今回、児童、保護者、同僚の教職員に多大な影響が生じているわけでございますけれども、こういった自らの行為がもたらす結果ですとか、それに伴う周囲への影響といったようなことを、やはり一人一人に具体的に想像させるということが何よりも必要なのかなというふうに思っております。ですので、校長からの一方的な指導ということではなくて、やはり職員同士がこういったことを話し合う、そして、具体的にどういったことが必要なのかというようなことを通じて相互に牽制するというようなことも必要なというふうに思っておりますので、こういった研修を続けるなど、やはり、これはもうたゆまぬ継続といいますか、そういったことが必要なのかなというふうに考えております。

○江川委員 お互いに牽制するっていうそのお言葉が、見張りになってはいけないなと思いました、正直な話。というのは、恐らく、御本人に話を聞いて、プライベートなことですね、私的な部分で、もう今回は逮捕されてしまっていますので、ある意味ではもう社会的制裁を受け始めている状況だと思うんです。その社会的制裁が、実は、現場で関わっていたお子さんであったりとか、同僚の方であったりっていうところに及んでいるのが、今、やや課題なのかなっていうところがありますので、まず、そこを徹底的に守ってあげてほしいということ。それから、当人ですね、御本人のことについては、この後、何でこんなことをしたのよっていうところを多分、まず、柔らかく聞くと思うんです。ただ、そこだけではやっぱり解決にはならず、実際、こういう影響がもう出ているから、多分痛いほど分かると思いますし、それを周りにもう知らしめられているので、全員分かっているよっていうような感じになると思うので、そこではやっぱり具体的な対策を今後していかなければならないってことです。例えば、ワークショップであったりとか、あと、訓示だけではやっぱり駄目なのであれば、いろいろな規定を考えていくというようにところも踏まえて、しっかりと今後を考えていただきたいと申し上げて、この件に関しては質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「旭川市民文化会館整備基本構想(案)」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○佐藤社会教育部長 「旭川市民文化会館整備基本構想(案)」に対する意見提出手続の実施について、御報告申し上げます。

配付資料としましては、意見提出手続の案内文と意見書の様式、A3判の旭川市民文化会館整備基本構想(案)の概要版、A4判冊子の本編となっております。

令和5年度、旭川市民文化会館の建て替えによる整備について、施設の基本理念や機能といった基本的な要素について検討を行うため、学識経験者や利用団体関係者等で構成する旭川市民文化会館整備基本構想検討会を開催し、このたび、検討会での意見などを踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想の案を作成し、2月20日から3月20日までの期間で意見提出手続を実施するものでございます。

配付資料のA3判の概要版に基づいて内容を御説明させていただきたいと思っております。

(仮称)新文化ホールの基本理念につきましては、次世代へつなげる文化交流活動の拠点とし、テーマを、市民の誇りと愛着を育む道北のランドマークとしました。基本理念には、文化交流活動の豊かな蓄積を次世代へつなげるとともに、道北地方の拠点としての役割を意識した上で、市内外にその発展を広げていくことを目的としていくことという思いが込められています。

基本理念を実現するための施設の基本理念としての役割としては、日常利用、多機能連携、インクルーシブ、まちづくり、シンボル、アクセシビリティ、コストパフォーマンスの7つを掲げております。その下の施設機能としましては、施設の基本理念と基本的な役割を実現するため、鑑賞、活動、交流、発信の4つを備えることとしております。その下には、施設整備における配慮事項として一部抜粋して掲載しておりますが、ホールでは、優れた音響性能など、ギャラリーでは、グループ展示会や企業展示など多様な展示内容へ柔軟に対応できるなど、活動室では、適切な室数と機能を備え、多様な活動に対応できるフレキシブルな機能を検討など、共用スペースでは、ギャラリー機能を設けるなど、気軽に立ち寄れる空間などとしております。その下に、敷地に求められる要素については、敷地の安全性、搬入経路の確保、駐車場の確保、公共交通の確保、広域的なゾーニングを挙げております。また、その横に記載がありますが、基本構想では建設場所を定めておりませんが、基本計画策定の早い時期には建設地を決める必要があると整理しております。横の基本計画の策定に向けてというところでは、基本計画の策定に当たり、本基本構想を検討のガイドラインとすること、基本計画では、基本理念や役割に基づき、機能ごとのニーズを把握し、必要な諸室を精査した上で、諸室の面積、設備のほか、配置や動線など多岐にわたり検討を深めていくことをまとめております。資料の右側には、旭川市民文化会館の概要と課題、基本構想策定の経緯を整理して記載しております。

今後の予定としましては、2月20日から3月20日の期間で意見提出手続を実施し、提出のあった意見等を踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想の最終案を整理し、3月下旬に開催の旭川市

民文化会館整備基本構想検討会を経て、基本構想を策定したいと考えております。

なお、本日配付した資料につきましては、本常任委員会終了後、全議員に配付させていただく予定であります。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○横山委員 基本構想の案ということで御説明をいただいたんですけども、恐らく担当部としては、当然想定していることなので、釈迦に説法的な話になるかもしれませんが、昨年、私たちの常任委員会の委員で行った市民と議会の意見交換会の中でも、やっぱり新しい文化会館にかかる期待が大きいだけに、皆さんから様々な思いを、多岐にわたって聞かせていただいたなというふうに私も思っているんです。逆に、みんなが100%満足いくものができるということは現実的にはあり得ないわけですけども、ただ、自分たちの考えが取り入れられたのかどうか、ああ、十分聞いてもらったなという部分で、最大公約数的な施設ができていくってということ、やっぱり、何かそういう形に新しい会館を持っていきたいなというふうに私も思っているんです。そのためには、私は、常任委員会で視察をしてきた小田原市は、やっぱり非常にきめ細かく市民と意見を交わす機会を設けて、一方的に行政がこうですよと知らしめて、はい終わり、何かありますかではなくて、そういう議論の場を事あるごとに重ねてきたというお話も伺いましたので、やっぱりそういう機会をきちんと丁寧に設けていくということを市民にもしっかりと提示をして、時間には限りがあると思えますけども、そういうことをしっかりやっていただきたいなということ、まずはお願いをしたいなというふうに思います。

今日は、基本構想ということでしたので、もうこれから様々、市民の方も含めて、いろんなお考えがあると思いますので、また質疑の機会は別に、いろいろ考えて議論をさせていただきたいなということだけ申し添えて、意見と感想ですけども申し述べて終わりたいと思います。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

○品田委員 今回の横山委員の発言を本当に大事にしていきたいと思っております。

そして、パブコメの期間なんですが、いじめ防止基本方針のときにもある程度、12月から1月ということでの期間的な配慮があったと思うんです。2月って29日までしかないですね。それで、普通の月の1か月日数よりも短いんですね。ここをもう少し長く期間を延ばすことはできないのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 今回のパブリックコメントの期間ということで、市民参加推進条例では1か月以上ということで、その規定については満たしている状況ではございます。全体的な会議の進行ですとか案の取りまとめについて、事務局のほうでもかなり精査したもので、時間がかかってしまったということもございまして、実質的には30日に満たない期間というふうになっております。今後は、できるだけ期間を確保できるように、スケジュール管理を含めてしっかり取り組んで対応していきたいと思っております。

○品田委員 私たちが意見交換会をやったときに、いろいろな文化団体、関わっていただいているところに周知というか、連絡をさせていただいたんですね。で、たくさん参加していただきました。周知の方法をぜひ、きめ細かにしていただくことをお願いして、私の意見とします。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

○江川委員 ちょっと最後にざざっと、伺いたいと思います。

まず、基本構想のこの案、そしてパブリックコメントに至るまでのところ、この中身を拝見すると、7回にわたってのワークショップというような形で、本当に関わった委員の皆さんの御苦労がしのばれるなどというふうに思います。その点、本当にお疲れさまでしたと冒頭申し上げたいと思います。

これをいただいて、やっぱり市民として、ぱっと見たときに、おっ、この内容で文化会館が建つんだって思ってしまうような気がするんですね。なので、ちょっと1問、冒頭に、まず確認をしたいのが、この基本構想の位置づけというか、ロードマップのどこにこれが入っていて、この先どういう流れでつながっていくのかっていうところを御説明いただきたいと思います。この中でいうと、基本構想の50ページに一応今後の進め方として記載されていると思うんですが、そこをちょっと改めて御説明ください。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 まず、基本構想につきましては、市民文化会館の建て替えということで、新しい文化ホールの理念ですとか、求められる機能を整理したということで、基本的な考え方、施設でいうと魂といいますか、そういった中心的な部分を定めたものでございます。

今後は、次年度からは基本計画ということで、具体的な施設の立地計画ですとか配置計画、例えばホールの席数がどれぐらいなのかですとか、ホールの形態がどのようなものかですとか、会議室がどれぐらいの数で面積はどこくらいか、そういった細かい部分ですとか配置だとか、そういったものを詳細に定めていく必要があると思っております。

基本計画については、内容的に文化会館ということで非常に市民から注目されている施設でございますので、計画の策定につきましては2年間かける予定で考えております。それと併せて、整備手法ですとか、管理運営手法の検討というものも必要になってきます。それから整備の設計ですとか工事ということになりますので、完成までには、構想のほうにも記載しておりますけど、相当まだ年数がかかるということでございますが、まずは基本構想を策定して、その後、基本計画の策定ということで、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○江川委員 そうですね。

この基本構想、これがくつついた状態で、恐らく意見提出手続に臨みますよね。これが公表されるということで、これの一番最後のところに今後の進め方が書いてあるとはいえ、市民文化会館整備基本構想の構想と計画と設計とっていう、役所的な用語の部分が実はとっても分かりにくいんじゃないかなというふうに、今、本当に思いましたので、この構想は理念の部分なんだということをはっきりと明示しないと、恐らく、これに基づいて建っちゃう、大変だと思ってみんな意見を寄せる、先ほど言ったように、これからもっとたくさん議論ができるような意見がここに寄せられる可能性がある、本当の意味でのパブリックコメントの意味をなさないのかなっていうふうに思うので、その点を明確に、分かりやすくまず伝えていただきたいなと思います。

それから、パブリックコメントがこれから行われますけれども、まず、この手続に至る経緯について、先ほどちらっと触れましたが、市民意見の反映を中心にしてお示しいただきたいと思います。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 旭川市民文化会館の整備につきましては、令和4年度に旭川市民文化会館の在り方検討会を開催し、旭川市民文化会館の整備の方向性を定め、建

て替えを基本として検討を進めることといたしました。令和5年度は、市民文化会館の建て替えによる整備につきまして、施設の基本理念や機能といった基本的な要素について検討を行うため、学識経験者や利用団体関係者、公募市民など12名で構成する旭川市民文化会館整備基本構想検討会を7回開催いたしました。このたび、検討会での意見などを踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想の案を作成したことから、広く市民の意見をお聞きするため、このたびパブリックコメントを実施することになったものでございます。

○江川委員 では、先ほど品田委員のほうからも指摘がありました、30日に満たない期間で意見を提出してもらったということで、このパブリックコメントが行われた後の今後のタイムスケジュールについて伺いたいと思います。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想の最終案を作成し、3月28日に開催の第8回旭川市民文化会館整備基本構想検討会で御意見をお聞きした上で、基本構想として取りまとめていきたいというふうに考えております。

○江川委員 本当に大本になる基本構想の部分が、一応7回にわたって、そして、パブリックコメントが行われてっていうふうに、字面だけ見るとすごく丁寧に行われているように思うけれども、一方で、やっぱりさきの指摘にもありました、いろいろな意見が、議会と市民で意見交換会を開催したときに寄せられているということは、その点の周知、そして意見の取り入れ方というのが十分ではない可能性があるというところを心に留めて行っていただきたいなというふうに思っております。

先ほどもありましたけれども、重ねて伺いますが、多くの意見が寄せられることがやっぱり予想されると思います。それは、先ほど言ったように、言葉上で、役所的には明確になっていると思うんですけど、構想と計画は私の中では一緒のものに思えちゃうんですよ。ということは、分かりにくいんですよ。構想なのか計画なのか設計なのかも全部、市民の中ではどれがどれなんだか分からない。なので、その点を踏まえた上で、パブリックコメントの実施の周知ってというのはどういうふうに行うのかを伺いたいと思います。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 パブリックコメントの周知につきましては、市民広報の2月号でお知らせいたします。そのほかに、本市ホームページと公式SNS、文化会館で毎月発行している行事予定表に掲載いたします。また、市有施設ということで、文化会館、大雪クリスタルホール、支所、公民館、市政情報コーナーに配置する予定となっております。併せて、報道機関に報道依頼を行うとともに、検討会参加者と市民文化会館の運営審議会の委員にお知らせする予定で考えております。

○江川委員 今、そこに加えて、先ほど指摘がありました、この間の意見交換会とかでたくさんに関連団体さんがいたと思います。そこにそれぞれの文書を発送するとなると、すごい量だったと思うので、なかなかちょっと難しいとは思いますが、今、メールっていうすごく便利な機能があると思うので、そういった形でまずは全体に周知をするっていうところは行っていただきたいなと思います。その際に、やっぱり、密に連絡が取り合える関係というのが今後重要になってくると思いますので、先ほど言ったように、構想ですと。まず構想で、大本のところ、文化に関係するような部分がありましたよね、基本構想の一番最初に、次世代へつなげる文化交流活動の拠点

なんだと。であればなおさら、この文化交流活動についてそれぞれ詳しいと思いますから、その点についてきちんと意見をいただくっていうことを周知していただきたいと思います。

それから、寄せられた意見に関して伺いますが、パブリックコメントだけではなくて、多くの意見を取り入れる仕組みっていうのがやはり必要だというふうに思います。担当課としてはどのように今の時点で考えていますでしょうか。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 現在集計中ですが、文化会館の建て替えによる整備につきまして、文化会館の利用団体を対象にアンケート調査を実施しております。次年度においては、基本計画の策定に向け、学識経験者や利用団体関係者が参加する検討会を開催する予定ですが、アンケート結果につきましても基本計画の策定に生かしていくとともに、検討状況を踏まえた説明会を開催するなど、市民意見の反映ということで努めてまいりたいと考えております。

○江川委員 本当に意見が出しやすいように、そして、その場に応じた意見が出しやすいようにって考えるときに、すごくこの概要版は図解されていて分かりやすいと思うんですね。なので、これに近いような形で、予定でいいと思うんです、現在示されている予定の中で、こういう流れで建てていきますよっていう、完成、供用開始みたいな、そういうものはもうある程度目標が定められていると思うので、それを示した上で、今ここなんだっていうところが明確に分かる形でそれぞれの意見を聞いて、取り入れていってほしいと思います。それは、もうそのときに適したもの、例えばワークショップもそうだと思いますし、公聴会っていうような形もそうだと思いますし、対話集会というような形もそうだと思いますし、いろいろな手法をそのときに応じてできる限りたくさんしていただけたらいいのかなっていうところは申し上げたいと思います。

ちょっと一応最後にしようかなとは思っているんですけども、今回、基本構想に関するパブリックコメントということで、本当に多くのコメントが寄せられると思うんです。それ以外の意見も踏まえて、今後、市民と共につくっていくっていう必要がある施設なんじゃないかなと思います。現段階でどのように受け止めていく気持ちがあるのか、意気込みを含めてちょっとお伺いしようかなと思います。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 基本構想は、先ほどちょっとお話しさせていただいたとおり、施設の基本理念や役割、機能といった基本的な内容を整理したものでございます。次年度から基本計画の策定ということで取り組んでまいりますが、こちらは諸室の規模や数、配置や動線など具体的な内容を整理していくということで考えております。

市民文化会館につきましては、昨年開催された市民と議会の意見交換会でも多くの団体の方が参加されたということで、非常に関心をお持ちの方が多いと思っております。こうした期待している市民の方も非常に多いということも受け止めまして、基本構想で今回の基本理念ですとか役割、基本的な機能ということで定めてまいりますが、そういったものが実現できるよう、市民意見を取り入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員 そうですね。もう本当に今、担当課長の何かこう、意気込みを感じた感じです。本当に、はいっ、みたいな感じでびっくりしました。

役割と機能っていうところで、やっぱり何がどういうふうに部屋として入っていくのか、そして、それがどういうふうに使われていくのかっていうところにすごく関心が寄せられている施設なんだ

と思うんです。そのためには、本来、この文化交流活動っていうのが旭川市としてどういうふうに行われてほしいんだっていう大枠の部分が示されていて、で、こっち側に来るはずですよっていうところの部分も併せて説明をしないと、本当にその役割と機能っていうところに視点が集中して、床を防水にしてくださいとか、必要なんですよ、そういうのもね、こういうふうに使いたいっていうような意見が本当にここに寄せられていく形になると思います。それもすごく重要な視点ではあるので、それとともに、プラスアルファで、やっぱり文化交流活動の拠点なんだっていう、そして、すごいですね、市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク、そして、この構想を見ると、15ページですかね、北海道内で、やっぱり札幌市を除くと、周辺市町、この道北で1千席以上のホールっていうところがなかなかないんだっていうことが本当に分かったので、これからもやっぱり道北のランドマークっていう、道北地域の中心としての旭川の在り方っていう、自分の都市から発信するっていうその意気込みの部分もぜひ、みんなに伝えながら取り組んでいっていただきたいと申し上げて、私のほうは質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時43分